

**令和5年度（補正予算）及び令和6年度
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業）
再エネ主力化に向けた需要側の運転制御設備等導入促進事業のうち**

「屋外照明のスマート化・ゼロエミッション化モデル事業」

説明資料

令和6年4月

2024/4/16
ver.1.0

一般社団法人地域循環共生社会連携協会

本説明資料について

本資料は令和5年度（補正予算）及び令和6年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業）再エネ主力化に向けた需要側の運転制御設備等導入促進事業のうち、

「屋外照明のスマート化・ゼロエミッション化モデル事業」公募要領 をベースに、本補助金の申請にあたってのポイントをまとめた資料です。

本補助金の詳細な事業内容、対象事業、応募方法及びその他の留意事項は公募要領に記載しておりますので、**応募申請される方は、公募要領をご熟読くださいますようお願いいたします。**

民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業 (一部 総務省・農林水産省・経済産業省 連携事業)



【令和6年度予算(案) 4,000百万円(4,260百万円)】

【令和5年度補正予算額 8,211百万円】

民間企業等による自家消費型・地産地消型の再エネ導入を促進し、再エネ主力化とレジリエンス強化を図ります。

1. 事業目的

- ・ オンサイトPPA等による自家消費型の太陽光発電設備や蓄電池の導入・価格低減を進め、ストレージパリティの達成を目指す。
- ・ 新たな手法による再エネ導入・価格低減により、地域の再エネポテンシャルの有効活用を図る。
- ・ デマンド・サイド・フレキシビリティ(需要側需給調整力)の確保により、変動性再エネに対する柔軟性を確保する。

2. 事業内容

- 1) ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業
- 2) 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業
- 3) 再エネ主力化に向けた需要側の運転制御設備等導入促進事業
- 4) 離島等における再エネ主力化に向けた設備導入等支援事業
- 5) 平時の省CO2と災害時避難施設を両立する新手法による建物間融通モデル創出事業
- 6) データセンターのゼロエミッション化・レジリエンス強化促進事業
- 7) 公共施設の設備制御による地域内再エネ活用モデル構築事業

* ストレージパリティとは太陽光発電設備の導入に際して、蓄電池を導入しないよりも蓄電池を導入した方が経済的メリットがある状態のこと

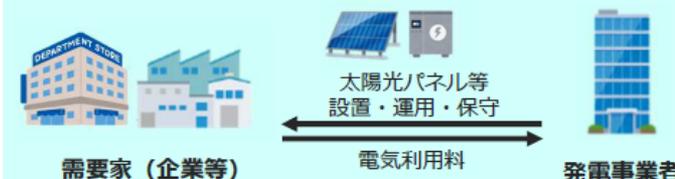
* EV・PHVについては、(1)(2)(3)(4)(5)(7)のメニューにおいて、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEV・PHV(従来車から買換えする場合に限り、蓄電容量の1/2(電気事業法上の離島は2/3)×4万円/kWh補助する。(上限あり)

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業/委託事業(メニュー別スライドを参照)
- 委託・補助先 民間事業者・団体等
- 実施期間 メニュー別スライドを参照

4. 事業イメージ

(1) オンサイトPPAによる自家消費型太陽光・蓄電池導入



(2) 新たな手法による再エネ導入



民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、 (3) 再エネ主力化に向けた需要側の運転制御設備等導入促進事業



デマンド・サイド・フレキシビリティの創出に向けた需要側の運転制御可能な省CO2型需要側設備等を支援します。

1. 事業目的

- 変動性再エネ（太陽光・風力）の普及拡大に必要となるデマンド・サイド・フレキシビリティ（需要側需給調整力）の創出に向け、オフサイトから運転制御が可能であり、平時のエネマネや省CO2化を行う需要側設備等の導入支援を行う。再エネの出力抑制の低減のため、オフサイトから運転制御可能な発電側の設備・システム等の導入支援を行う。
- また、通信ネットワーク化し、遠隔調光等が可能なスマート街路灯等の導入支援等を行う。

2. 事業内容

① オフサイトから運転制御可能な需要家側の設備・システム等導入支援事業

オフサイトから運転制御可能で平時のエネルギーマネジメントや省CO2化が図れる需要側設備等（充電設備又は充電設備、蓄電池、車載型蓄電池*、蓄熱槽、ヒートポンプ、コジェネ、EMS、通信・遠隔制御機器、自営線、熱導管等）を整備し、遠隔制御実績等を報告できる事業者に対し支援を行う。補助対象機器は、実用段階のものに限る。（実証段階のものは対象外）

*通信・制御機器、充電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEV・PHVに従来車から買換える場合に限る（上限あり）

② 再エネの出力抑制低減に資するオフサイトから運転制御可能な発電側の設備・システム等導入支援事業

再エネ出力抑制の低減のための、再エネ発電事業者によるオフサイトから運転制御可能な発電側の設備・システム等を支援する。

③ 屋外照明のスマート化・ゼロエミッション化モデル事業

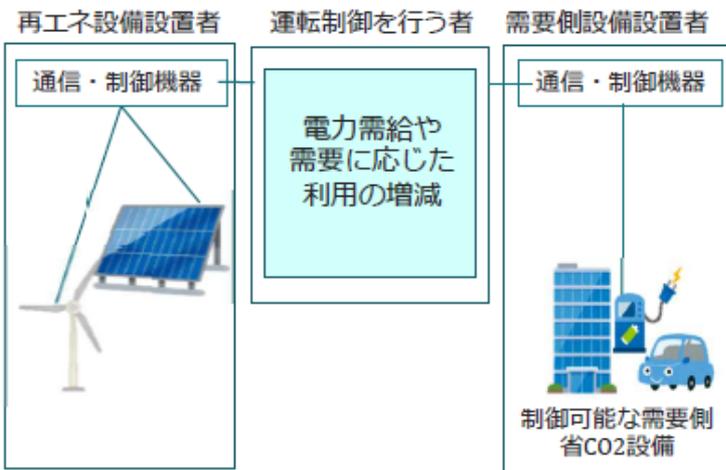
スマート街路灯（通信ネットワーク化し、遠隔調光等が可能なLED街路灯）やソーラー街路灯（太陽光発電設備及び蓄電池と一体となり、電力系統に接続されていないLED街路灯）について、計画策定や設備等導入支援を行う。また、スマート街路灯には日射計等を取り付け、地域の需給調整力の向上に必要な日射量等の気象データを収集する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 ①～③：間接補助事業（①1/2、②1/3*、③3/4、1/3、1/4）
③：委託事業 *電気事業法上の離島は1/2
- 委託先及び補助対象 民間事業者・団体・地方公共団体等
- 実施期間 ①② 令和2年度～令和6年度 ③ 令和5年度～令和7年度

4. 事業イメージ

オフサイトから運転制御可能な需要側設備（①）や再エネ発電設備（②）



お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

「屋外照明のスマート化・ゼロエミッション化モデル事業」

① 計画策定事業

① A

街路灯等からスマート街路灯への
更新に係る計画策定事業
【略称：スマート計画】

① B

ソーラー街路灯の導入
に係る計画策定事業
【略称：ソーラー計画】

ポイント☞設備等導入のための詳細計画の策定事業
計画策定後2年以内に設備等導入を行わないと補助金返還の可能性がります。

② 設備等導入事業

② A

スマート街路灯
設備等導入事業
【略称：スマート導入】

② B

ソーラー街路灯
設備等導入事業
【略称：ソーラー導入】

- I 事業の目的と性格
- II 補助対象となる事業
- III 補助対象経費
- IV 補助対象事業の選定方法
- V 応募に当たっての留意事項
- VI その他留意事項
- VII 応募申請方法等

本補助金は、我が国の2050年カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現に向け、屋外照明の新たなモデルを創出するために、**スマート街路灯（通信ネットワーク化したLED街路灯等）・ソーラー街路灯の計画策定・設備導入**を支援するとともに、スマート街路灯については、そのネットワーク基盤を通じて、**地域の太陽光発電を効果的に活用するために必要な日射量等の気象データの収集を行うことにより、地域の更なるCO2削減を実現すること**を目的としております。

・申請にあたって

事業の具体的計画内容及び算出過程を含む**二酸化炭素の削減量の根拠、考え方を明示**する

・設備等を導入する事業にあたって

事業完了後の一定期間について、**削減量の実績を報告（事業報告）**する

※本補助金の執行は、法律及び交付要綱等の規定により適正に行っていただく必要があります。適正化法及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）の規定によるほか、この補助金の交付規程、民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業実施要領（令和2年4月1日付け環地温発第20040145号。）に定めるところに従い実施していただきます。万が一、これらの規定が守られず、環境省または協会の指示に従わない場合には、交付規程に基づき交付決定の取消しの措置をとることもありますので、この点について十分ご理解いただいた上で、応募してください。

ポイント

- ・ **事業開始**は、交付規程に定める場合を除き**交付決定日以降**となります。
- ・ 事業完了後も、環境省に対する**事業報告書（二酸化炭素削減量の実績把握等）の提出**や**適正な財産管理**を行い、効率的運用を図る必要があります。
- ・ 補助事業で整備した**財産を処分（目的外使用、譲渡等）しようとする場合は、あらかじめ協会に申請を行い、承認を受ける必要があります。**
- ・ これらの義務が十分果たされないときは、環境省または協会より改善のための指導を行うとともに、事態の重大なものについては**交付決定を取消し**することもあります。

- I 事業の目的と性格
- II 補助対象となる事業**
- III 補助対象経費
- IV 補助対象事業の選定方法
- V 応募に当たっての留意事項
- VI その他留意事項
- VII 応募申請方法等

対象事業の基本的要件

申請にあたっては、以下のすべての事項に適合することが必要です。

- ① 補助事業を行うための実績・能力・実施体制を有する事業であること。
- ② 申請内容に事業内容、事業効果、経費内訳、資金計画等が**明確な根拠に基づき示されている事業**であること。
- ③ 応募申請者は公募要領別紙 1 に示す**暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者**であること。
- ④ 本事業の補助により導入する設備等について、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに適正化法第 2 条第 4 項第 1 号に規定する給付金及び同項第 2 号に掲げる資金を含む。）を受けていない事業であること。
（固定価格買取制度による売電を行わないものであることを含む。）

事業に関する事項

公募要領 p.6-p.8

「屋外照明のスマート化・ゼロエミッション化モデル事業」

① 計画策定事業

A 街路灯等からスマート街路灯への
更新に係る計画策定事業
【略称：スマート計画】

B ソーラー街路灯の導入
に係る計画策定事業
【略称：ソーラー計画】

② 設備等導入事業

A スマート街路灯設備等導入事業
【略称：スマート導入】

B ソーラー街路灯設備等導入事業
【略称：ソーラー導入】

地方公共団体が、当該地方公共団体が所有するLED化されていない防犯灯、道路灯、公園灯等（以下「街路灯等」という。）をスマート街路灯に更新する

① 計画策定事業

① A

街路灯等からスマート街路灯への更新に係る計画策定事業
【略称：スマート計画】

② 設備等導入事業

② A

スマート街路灯設備等導入事業
【略称：スマート導入】

ポイント

本事業における「スマート街路灯」とは？

- ・ 無線機器等を付帯して一元的な遠隔調光等によるCO2削減が可能なLED街路灯等から成る屋外照明システム
- ・ 一定エリアごとに1つ以上の街路灯等又は無線機器に太陽光発電量予測精度向上に資する日射量等の気象データを取得して管理サーバに送信するための機器が付帯したもの

対象事業及び要件

公募要領 p.6-p.7

① 計画策定事業

A 街路灯等からスマート街路灯への更新に係る計画策定事業

ポイント③ 本計画の策定後
2年以内に、本計画で策定した
設備等の導入を行うこと

地方公共団体が、当該地方公共団体が所有するLED化されていない防犯灯、道路灯、公園灯等（以下「街路灯等」という。）をスマート街路灯に更新するために必要な計画策定を行う事業であり、次ページの設備等導入事業の実施を条件に、以下の事項について調査・検討等を行う。

- ア スマート街路灯への更新を予定する既存の街路灯等の現状把握（数量、設置場所、設備容量、電力使用量、維持管理費、CO2排出量等）
- イ 無線機器及び日射量（推定日射量含む。以下同じ。）等の気象データを取得する機器の設置に係る調査・検討
- ウ スマート街路灯の導入に先立ち必要な地理情報システムの構築（設計・製作等）及び当該システムへの調査データの入力等
- エ スマート街路灯の導入数量、導入コスト、導入効果（電力削減量、CO2削減量等）等の検討・分析

対象事業及び要件

公募要領 p.7・p.11-p.12

② 設備等導入事業

A スマート街路灯設備等導入事業

地方公共団体が、当該地方公共団体が所有するLED化されていない街路灯等をスマート街路灯に更新する事業。

補助対象設備

① LED照明灯（ポール無し又はポール有り）

- ・ソーラー街路灯（ポール無し又はポール有り）も補助対象とする。

② 無線機器

- ・スマート街路灯に必要なものに限る。

③ 日射量等の気象データを取得する機器

- ・①LED照明灯又は②無線機器に付帯するものに限る。（配線を通じて物理的に接続されるものも含む）。
- ・気象データのうち日射量データの取得は必須とし、日射量データの取得方法は公募要領P. 13（7）日射量データの取得方法に従うこと。
- ・太陽光発電量予測精度向上に資するその他の気象データ（気温、風速、積雪等）の取得は任意とし、多目的でのデータ活用も認めるが、環境省が太陽光発電量予測精度向上に関する調査・分析等を行う場合に、環境省の求めに応じて、当該データを環境省に無償で提供すること。
- ・日射量データ以外の気象データを取得する場合に、既製品の機器を導入する際には、気温、風速、積雪以外の気象データを一体的に取得可能なものでも、当該機器は補助対象とする。

④ 中央管理システム

⑤ その他材料費

- ・配線、ブレーカー、アダプター、ワイヤー等

⑥ 電力会社申請費用

※本事業の要件を満たす照明灯であって、建物に付帯して屋外を照らすものも補助対象とする。

※本事業ではトンネル灯、城壁等のライトアップ照明、銘板費、産廃費用は補助対象外とする。

対象事業及び要件

公募要領 p.7-p.8

地方公共団体が、当該地方公共団体が所有するLED化されていない防犯灯、道路灯、公園灯等（以下「街路灯等」という。）をソーラー街路灯に更新又はソーラー街路灯を新規導入する。

① 計画策定事業

① B

ソーラー街路灯の導入
に係る計画策定事業
【略称：ソーラー計画】

② 設備等導入事業

② B

ソーラー街路灯
設備等導入事業
【略称：ソーラー導入】

ポイント

本事業における「ソーラー街路灯」とは？

- ・ 太陽光発電設備及び蓄電池と一体となり、その電力で点灯するLED街路灯
- ・ 電力系統に接続されていないもの

対象事業及び要件

① 計画策定事業

B ソーラー街路灯の導入に係る計画策定事業

ポイント③ 本計画の策定後
2年以内に、本計画で策定
した設備等の導入を行うこと

地方公共団体が、当該地方公共団体が所有するLED化されていない街路灯等を
ソーラー街路灯に更新又はソーラー街路灯を新規導入するために必要な
計画策定を行う事業であり、次ページの設備等導入事業の実施を条件に、
以下の事項について調査・検討等を行う。

ア ソーラー街路灯への更新を予定する既存の街路灯等の現状把握

(数量、設置場所、設備容量、電力使用量、維持管理費、CO2排出量等)

イ ソーラー街路灯の新規導入を行う際の導入エリアの現状把握

ウ ソーラー街路灯の導入数量、導入コスト、導入効果（電力削減量、 CO2削減量等）等の検討・分析

対象事業及び要件

公募要領 p.8・p.11

② 設備等導入事業

B ソーラー街路灯設備等導入事業

地方公共団体が、当該地方公共団体が所有するLED化されていない街路灯等を
ソーラー街路灯に更新又はソーラー街路灯を新規導入する事業。

補助対象設備

ソーラー照明灯（ポール無し又はポール有り）

- ・ 系統電力を利用しないもの及び系統電力を補助的に利用するものに限る

※本事業の要件を満たす照明灯であって、建物に付帯して屋外を照らすものも補助対象とする。

※本事業ではトンネル灯、銘板費、産廃費用は補助対象外とする。

補助事業の応募者

公募要領 p.8-p.9

以下のアからウのいずれかの法人・団体

ア 地方公共団体

イ 民間企業

- ・ 地方公共団体と共同申請する事業者に限る
- ・ 導入する設備等を ESCO事業※
及び ファイナンスリースにより提供する契約※※
を行う民間企業を含む。

ウ その他環境大臣の承認を経て協会が適当と認める者

※ポイント

②設備等導入事業におけるESCO事業の場合

- 代表事業者：**ESCO事業者**
- 共同事業者：**設備等を使用する地方公共団体**
- 条件

⇒設備利用者の費用負担額について
補助金相当分が減額されていること

⇒法定耐用年数期間の以前に所有権の移転が行われる場合
設備利用者において**法定耐用年数期間まで継続して補助事業により導入した設備等を使用すること**（要確認書類）

※※ポイント

②設備等導入事業においてファイナンスリースを利用する場合

- 代表事業者：**ファイナンスリース事業者**
- 共同事業者：**設備等を使用する地方公共団体**
- 条件

⇒リース料から補助金相当分が減額されていること

⇒**法定耐用年数期間まで継続して補助事業により導入した設備等を使用する契約内容であること**（要確認書類）

ポイント

①計画策定事業と②設備等導入事業の両方に応募申請する場合 かつ

②設備等導入事業においてESCO事業やファイナンスリースを利用する場合

- 代表事業者：**地方公共団体**（応募申請は①②のどちらの事業も地方公共団体が行うこと）

※ただし、②設備等導入事業において採択後に交付規程第5条に基づく補助金の交付を申請できる者はESCO事業者及びファイナンスリース事業者とし、その際ESCO事業者及びファイナンスリース事業者を代表事業者とします。

共同実施

代表者を代表事業者、それ以外の事業者を共同事業者とします。

代表事業者

代表者が補助金を申請し、**代表者を交付の対象者**とします。

補助事業を自ら行い、当該補助事業により財産を取得する場合は
その**財産を取得する者**に限ります。

補助事業の実施に係る全ての責を負うものとし、共同事業者が法令等
 若しくは本規程に違反した場合についても**代表事業者がその責を負う
 もの**とします。

共同事業者

代表事業者以外の事業者

※前述の「補助事業の応募者」
 に該当することが必要です。

ポイント📌 代表事業者の役割

- ・ 本事業の応募書類等の申請
- ・ 事業の推進に係る取りまとめ
- ・ 実施計画書に記載した事業の実施体制に
 基づき、具体的な事業計画の作成
- ・ 事業の円滑な実施のための進行管理

補助金の交付額

公募要領 p.9-p.10

① 計画策定事業

A 街路灯等からスマート街路灯への更新に係る計画策定事業

⇒ **補助率 4分の3**
(上限は1,000万円)

ポイント

CO2削減量の補助金所要額に対する費用対効果を求める算定式から算定した**CO2 1tあたりの削減コスト**が、**22,000 [円/t-CO2]**を超える場合は、**22,000 [円/t-CO2] ×エネルギー起源二酸化炭素の排出削減量 [(年間のCO2削減量×法定耐用年数) t-CO2]**から求めた補助金所要額を、**上限**とする。

② 設備等導入事業

A スマート街路灯設備等導入事業

⇒ **補助率 3分の1**
(上限は1億5,000万円/年、下限は100万円)

① 計画策定事業

B ソーラー街路灯の導入に係る計画策定事業

⇒ **補助率 4分の3**
(上限は1,000万円)

ポイント

CO2削減量の補助金所要額に対する費用対効果を求める算定式から算定した**CO2 1tあたりの削減コスト**が、**100,000 [円/t-CO2]**を超える場合は、**100,000 [円/t-CO2] ×エネルギー起源二酸化炭素の排出削減量 [(年間のCO2削減量×法定耐用年数) t-CO2]**から求めた補助金所要額を、**上限**とする。

② 設備等導入事業

B ソーラー街路灯等設備等導入事業

⇒ **補助率 4分の1**
(上限は1億円、下限は100万円)

補助事業期間

公募要領 p.10

① 計画策定事業

A 街路灯等からスマート街路灯への
更新に係る計画策定事業

B ソーラー街路灯の導入に係る
計画策定事業

⇒ **事業期間：単年度**

※ **本計画の策定後2年以内に、本計画で策定した設備等の導入を行うこと。**

令和6年度の補助事業の実施期間は、
交付決定日から令和7年1月31日（金）までです。

補助事業期間

公募要領 p.10-p.11

② 設備等導入事業

A スマート街路灯設備等導入事業

⇒事業期間：2年度以内

※ 応募時に年度ごとの事業経費を明確に区分した経費内訳書 及び 実施計画書が提出されることを前提とします。この場合、補助金の交付申請等は、年度ごとに行っていただく必要があります。

B ソーラー街路灯設備等導入事業

⇒事業期間：単年度

令和6年度の補助事業の実施期間は、
上記どちらの事業も**交付決定日から令和7年1月31日（金）まで**です。

日射量データの取得方法

公募要領 p.12

今年度より日射量データの
取得方法が変更されました。

事業実施の域内において、**最低1箇所以上**に日射量データを取得する機器の設置を必須とし、その他の照明灯への当該機器の設置は任意とする。

なお、事業実施の域内において20kmメッシュの範囲で日射量データを取得する機器を設置することが望ましい。

日射量データの取得方法

公募要領 p.12

日射量データの取得に当たっては以下の事項に従うこと。

観測方法

①計測機器の要件

全天日射計であり、国際工業規格ISO9060:2018におけるクラスA、クラスB
またはクラスCに相当するもの（旧規格において同等のものを含む）を用いること。

②計測機器の設置・観測・保守

気象庁「気象観測の手引き」（平成10年9月）における「第7章日射量」に
準拠するよう努めること。

③データの測定と算出

- ・ 全天日射量の瞬間値（全天日射強度）[W/m²]を測定した上で、
1分毎に 前1分間平均値を算出すること。
- ・ 全天日射強度の測定間隔は60秒以下とし、かつ、使用する全天日射計の応答時間
(出力95%) よりも長く設定すること。

日射量データの取得方法

公募要領 p.12-p.13

日射量データの取得に当たっては以下の事項に従うこと。

データ送信・管理

収集したデータを**5分ごと**に中央管理システムへ送信、蓄積すること。

蓄積データの要件

- 以下のデータ項目を蓄積すること。

(その際、取得地点の情報についても、各日射量データに対応する形で整理すること。)

⇒**取得地点の情報** (地点ID[アルファベットと数字を用いて任意の6文字を付番する]、

緯度[DEG形式(10進表記)]、**経度**[DEG形式(10進表記)]、**標高**[m]、

計測機器の地上高[m])

⇒**データ取得の日時及び時刻**[yyyy/m/d h:mm]

⇒**全天日射量の瞬間値** (全天日射強度) の前1分間平均値[W/m²]

- データ形式はCSV**によること。

取得した日射量等の気象データの帰属先

公募要領 p.13

本補助事業により取得した**日射量等の気象データの帰属先**
は、事業を実施した地方公共団体とする。

ESCOやリースにより事業を実施した場合も取得したデータ
は、事業を実施した地方公共団体に帰属する。

ただし、公的機関には無償で提供すること。

取得した日射量データのオープン化

公募要領 p.13

取得したデータは、可能な範囲で、外部機関の求めに応じてデータを提供するように努めること。

環境省が全国の日射量データの集約基盤を整備する場合には、環境省に日射量データを無償で提供するとともに、当該データを環境省が無償で外部に提供することに同意すること。

- I 事業の目的と性格
- II 補助対象となる事業
- III 補助対象経費**
- IV 補助対象事業の選定方法
- V 応募に当たっての留意事項
- VI その他留意事項
- VII 応募申請方法等

① 計画策定事業

A 街路灯等からスマート街路灯への更新に係る計画策定事業	B ソーラー街路灯の導入に係る計画策定事業
------------------------------	-----------------------

事業を行うために必要な業務費並びにその他必要な経費で協会が認めた経費とします。（公募要領 **別表第1** 参照）

設備等導入を前提とした計画策定を行う事業であり、**事業化可能性調査（F/S）は補助対象外**です。

② 設備等導入事業

A スマート街路灯設備等導入事業

B ソーラー街路灯設備等導入事業

事業を行うために必要な**工事費**、設備費、業務費及び事務費並びにその他必要な経費で協会が認めた経費とします。（公募要領 **別表第2** 参照）

〈補助対象外の例〉

- ・ 不動産
- ・ 土地の取得及び賃借料
- ・ 建屋
- ・ 中古設備の導入
- ・ 予備品
- ・ 撤去費
- ・ 廃棄物処理費
- ・ 本補助金への応募・申請手続きに係る経費
- ・ 銘板費
- ・ トンネル灯、城壁等のライトアップ

ポイント⑤ 工事費のうち設計費について

◎ 補助対象⇒

- ◎ システム設計費
- ◎ 実施設計に要する経費

× 補助対象外⇒

- × 事前調査費
- × 基本設計費

- I 事業の目的と性格
- II 補助対象となる事業
- III 補助対象経費
- IV 補助対象事業の選定方法**
- V 応募に当たっての留意事項
- VI その他留意事項
- VII 応募申請方法等

選定方法と審査

補助事業者の選定方法

一般公募を行い、審査を経て選定します。

審査結果より付帯条件、あるいは申請された計画の変更を求めることもあります。

審査について

応募者より提出された実施計画等をもとに書類審査を行い、外部有識者（電気設備、設備設計、電力システム等の専門家を想定）から構成される審査委員会の承認を受けて策定された審査基準に基づいて厳正な審査（必要に応じてヒアリング審査）を行い、補助事業費予算の範囲内で補助事業の採択を行います。

※審査結果に対する御意見には対応致しかねます。

審査のポイント

書類審査のポイント

要件を満たしていないと判断される提出書類については、
審査対象外とし、不採択となります。

- ・ 交付規程や公募要領に定める各要件を満たす内容について確実に記載されていること。
- ・ 必要な書類が確実に添付されていること。
- ・ 書類に必要な内容が確実に記載されていること。
- ・ 事業を確実に実施できる資金調達に係る確実な計画を有していること。

審査項目

① A 街路灯等からスマート街路灯への更新に係る計画策定事業

- ・ 事業目的・事業概要
- ・ 計画策定の具体的な実施内容
- ・ 計画策定の実施体制
- ・ CO2削減量
- ・ CO2削減コスト
- ・ 他分野でのスマート街路灯のネットワーク基盤の有効活用
- ・ 脱炭素先行地域の選定状況（公募開始前日時点）

② A スマート街路灯設備等導入事業

- ・ 事業目的・事業概要
- ・ 照明の導入・運用・保守計画の具体的内容
- ・ 照明の遠隔での調光計画の具体的内容
- ・ 日射量データを取得する機器の導入・運用・保守計画の具体的内容
- ・ 設備等導入の実施体制
- ・ CO2削減量
- ・ CO2削減コスト
- ・ 他分野でのスマート街路灯のネットワーク基盤の有効活用
- ・ 脱炭素先行地域の選定状況（公募開始前日時点）
- ・ 日射量データを取得する機器間の設置距離及び設置個所

審査項目

① B ソーラー街路灯の導入に係る 計画策定事業

- ・ 事業目的・事業概要
- ・ 計画策定の具体的な実施内容
- ・ 計画策定の実施体制
- ・ CO2削減量
- ・ CO2削減コスト
- ・ 系統電力活用の有無
- ・ 脱炭素先行地域の制定状況（公募開始前日時点）

② B ソーラー街路灯設備等導入事業

- ・ 事業目的・事業概要
- ・ 照明の導入・運用・保守計画の具体的な内容
- ・ 設備等導入の実施体制
- ・ CO2削減量
- ・ CO2削減コスト
- ・ 系統電力活用の有無
- ・ 脱炭素先行地域の制定状況（公募開始前日時点）

選定方法と審査

【加点項目】 全事業共通し以下の取り組み状況により加点対象とします。

- ・ 脱炭素先行地域の選定状況（公募開始前日時点）
- ・ 申請者の温室効果ガス排出削減に関する目標設定
- ・ デコ活応援団への参画、デコ活宣言の登録
- ・ RE100
- ・ 再エネ宣言RE Action（アールイー・アクション）
- ・ SBT（Science Based Targets）
- ・ TCFD
（Task Force on Climate-related Financial Disclosures）

本公募では、令和5年度補正予算及び令和6年度予算の「屋外照明のスマート化・ゼロエミッション化モデル事業」を同時に募集いたします。

どちらの年度の予算が適用されるかは、応募申請事業が**採択される際に、通知**いたします。

- I 事業の目的と性格
- II 補助対象となる事業
- III 補助対象経費
- IV 補助対象事業の選定方法
- V 応募に当たっての留意事項**
- VI その他留意事項
- VII 応募申請方法等

V 応募に当たっての留意事項

(1) 実施計画書の記載内容

提出した応募申請書実施計画書の記載内容については協会の許可なく変更することはできません。

(2) 複数年度にわたる事業

補助金の交付は、**単年度ごと**に行い当該年度の実施計画に記載した工事等の実績に応じた**支払いを完了**させること。

完了実績報告書に請求書※を添付し、補助事業者は**精算払請求時まで**に領収書を協会に提出する。

※金額相当の成果品が納められてること。

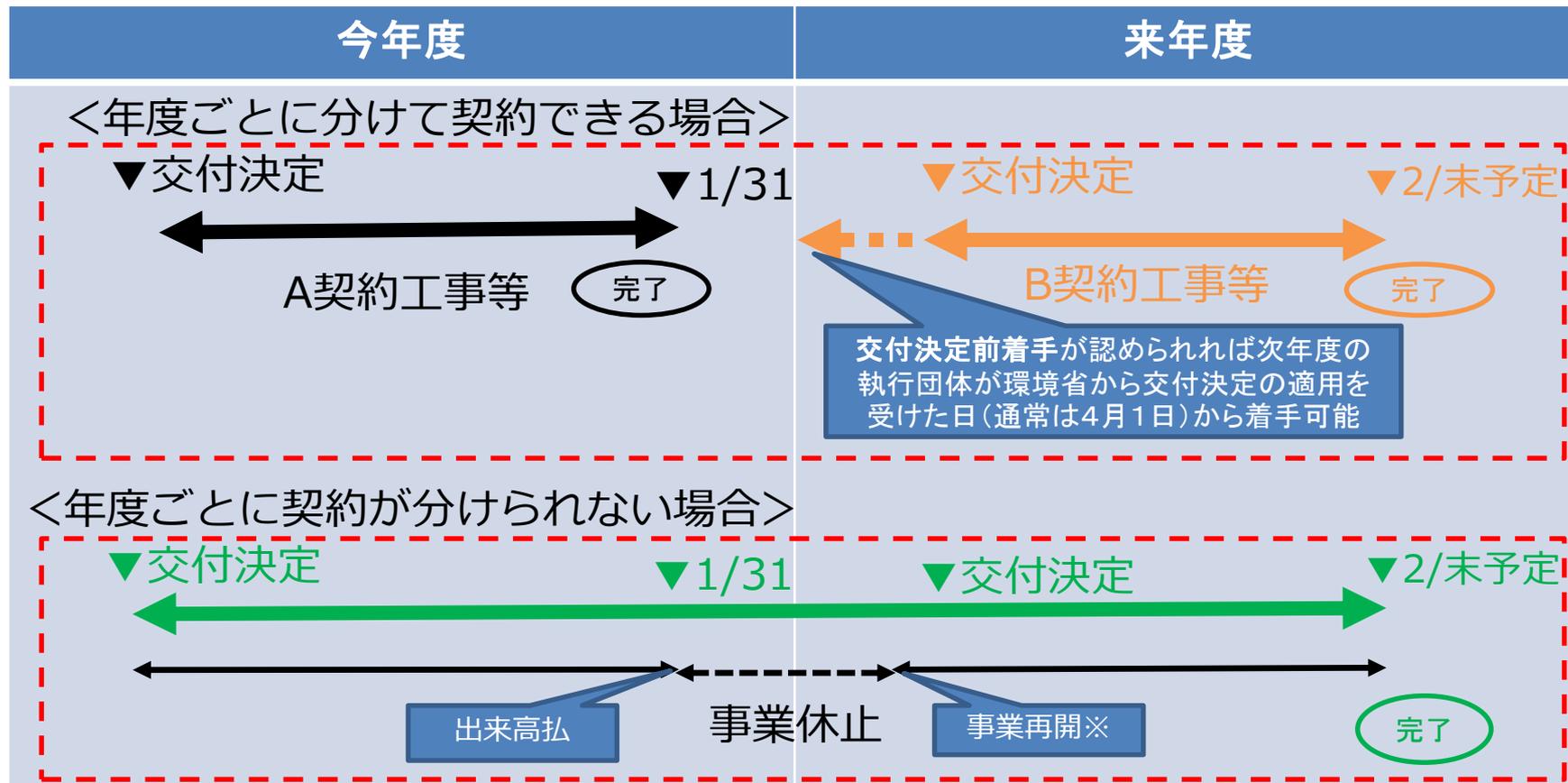
※補助事業者に対して、補助事業に要した経費の請求内容の確認がなされること。

ポイント☞ **次年度の補助事業**について

政府において次年度に所要の予算措置が講じられた場合にのみ行いうるものであり、次年度の見込み額に比較して大幅な予算額の変更や予算内容の変更等が生じたときは、事業内容の変更等を求めることがあります。

V 応募に当たっての留意事項

複数年度にわたる事業における契約



ポイント③ 年度ごとに契約が分けられない場合

- ・初年度経費は出来高払相当額、次年度経費は残額を計上してください。
- ・各年度ごとに経費（支払い）が発生することが必要です。
- ※ 事業再開については、交付決定前着手が認められた場合、上記B契約と同じ扱いが可能です。
- ※ 来年度の事業完了日については別途ご案内します。

V 応募に当たっての留意事項

(3) 交付申請

採択された事業者は、補助金の「交付申請書」を提出する。

補助金の対象となる費用は、原則として、事業実施期間に契約・発注、検収され、かつ当該期間中に支払が完了するものとする。

(完了実績報告書に請求書※を添付し、補助事業者は精算払請求時まで
に領収書を協会に提出する。 ※金額相当の成果品が納められてること。)

(4) 交付決定

協会は交付申請書の内容について右記の事項等に留意しつつ審査し、補助金の交付が適当と認められたものについて「交付決定」を行います。

審査のポイント

- ア. 申請に係る補助事業の全体計画が整っており、事業が確実に行われる見込みであること。
- イ. 補助対象経費には、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に規定する資金を含む）の対象経費を含まないこと。
- ウ. 補助対象経費以外の経費を含まないこと。

(5) 事業の開始

補助事業は協会からの交付決定を受けた日以降に開始できます。

ポイント 契約・発注日

交付決定前の契約・発注に係る経費は、補助対象外となるためご注意ください。

V 応募に当たっての留意事項

(6) 補助事業の計画変更等

補助事業の内容に変更が生じる可能性がある場合は必ず事前に協会担当者までご相談ください。

事業内容あるいは補助金額の変更を伴う場合は、協会の事前承認を受けることが必要なため、必ず事前に協会へご相談ください。

(7) 完了実績報告及び書類審査等

当該年度の補助事業が完了した時は、**完了後30日以内**又は事業実施年度の**2月10日のいずれか早い日**までに完了実績報告書を協会宛に提出すること。

協会は、書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助事業者に交付額の確定通知を行います。

V 応募に当たっての留意事項

(8) 補助金の支払い

協会からの交付額の確定通知を受領後、**精算払請求書**を令和5年度（補正予算）事業は**一般財団法人環境イノベーション情報機構（EIC）**に、令和6年度事業は**一般社団法人環境技術普及促進協会（ETA）**に提出してください。その後、提出先から補助金が支払われます。

(9) 不正に対する交付決定の取消し等

応募書類に虚偽の内容を記載した場合等においては、事業の不採択、採択の取消、交付決定の取消し、補助金の返還等の措置をとることがあります。

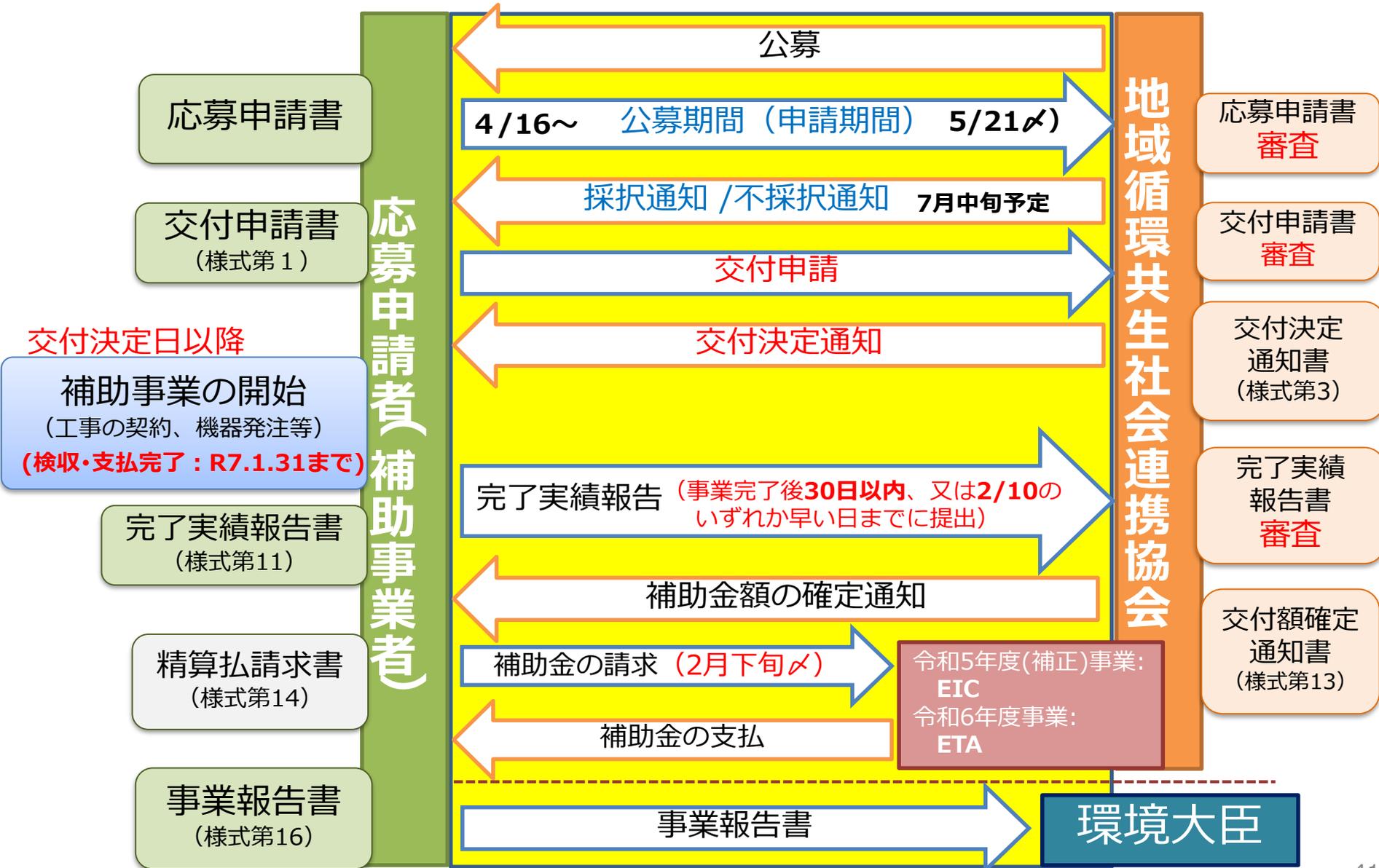
(10) 事業報告書の提出

補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から3年間、年度毎に年度の終了後30日以内に当該補助事業による過去1年間の二酸化炭素削減効果等に係る**事業報告書**を大臣又は大臣の指定する者に提出すること。

補助事業が3月30日以前に完了した場合は、補助事業の完了の日から当該年度の3月31日までの二酸化炭素削減効果等に係る事業報告書を翌々年度の4月30日までに大臣又は大臣の指定する者に提出すること。

応募申請から補助金支払いまで

応募申請・採択・交付申請・交付決定から事業開始・補助金支払まで



- I 事業の目的と性格
- II 補助対象となる事業
- III 補助対象経費
- IV 補助対象事業の選定方法
- V 応募に当たっての留意事項
- VI その他留意事項**
- VII 応募申請方法等

VI その他留意事項

(1) 補助金の経理について

補助事業の経費に関する帳簿と全ての証拠書類（支払を証する書類等）は、他の経理と明確に区分して管理し、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、閲覧に供せるよう保存する必要があります。

(2) エネルギー消費量削減見込み量及びエネルギー起源二酸化炭素削減見込み量の提供

事業の実施によるエネルギー起源二酸化炭素排出削減量を把握し、本公募要領、交付規程及び協会の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供していただきます。

(3) 補助事業における自社調達を行う場合の利益等排除の考え方

補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合は原価（当該調達品の製造原価など※）をもって補助対象経費に計上します。

※ 補助対象経費の実績額の中に補助事業者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられるため。

※ 補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合があります。

また、その根拠となる資料を提出していただきます。

VI その他留意事項

(4) 取得財産の管理について

補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）については、取得財産等管理台帳を整備の上管理し、減価償却資産の耐用年数期間を経過するまでに取得財産等を処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け担保に供し、又は取壊）しようとするときは、あらかじめ協会の承認を受ける必要があります。

その際、場合によっては補助金の返還が必要になることがあります。なお、取得財産等には、環境省による補助事業である旨を明示しなければなりません。

Ⅵ その他留意事項

(5) 補助金に係る消費税等仕入控除税額について

交付規程第4条第2項ただし書による交付額の算定により交付の申請がなされたものについては、**補助金に係る消費税等仕入控除税額**について、補助金の額の確定又は消費税及び地方消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする旨の条件を付して交付の決定を行うものとします。

補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定し、精算減額又は返還の必要性が発生した場合のみ、様式第9による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により、速やかに協会に報告して下さい。

(6) 補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について

補助事業者は、(4)で定める期間を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行ってはなりません。

VI その他留意事項

(7) 本補助事業で導入した設備及びシステムについて

本補助事業で導入した設備及びシステムについては、別途、環境省における委託事業において実証データの取得・分析等の実施を予定しておりますのでご協力をお願いします。

(8) その他

本補助金は、法人税法第42条第1項及び所得税法第42条第1項の「**国庫補助金等**」に該当するため、補助事業者が法人の場合、**国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入の規定（法人税法第42条）の適用**を受けることができます。

ただし、これらの規定が適用されるのは、当該補助金のうち**固定資産の取得又は改良に充てるために交付された部分の金額に限られます。**

なお、これらの規定の適用を受けるに当たっては、一定の手続きが必要となりますので、手続きについてご不明な点があるときは、**所轄の税務署等にご相談ください。**

上記の他、必要な事項は交付規程に定めますので、これを参照してください。

- I 事業の目的と性格
- II 補助対象となる事業
- III 補助対象経費
- IV 補助対象事業の選定方法
- V 応募に当たっての留意事項
- VI その他留意事項
- VII 応募申請方法等**

提出書類		提出 ファイル形式	(1) 地方公共団体	(2) 民間企業
ア	様式 1 応募申請書※1	Excel	○ (様式 1)	○ (様式 1)
	別紙 1 実施計画書※1		○ (別紙 1)	○ (別紙 1)
	別紙 2 経費内訳※1		○ (別紙 2)	○ (別紙 2)
イ	事業実施場所の地図・図面	PDF	○	○
ウ	システム全体概要図※2	Excel又は PowerPoint	○	○

※1 応募申請書・実施計画書・経費内訳

協会のホームページからダウンロードし、**Excelシートをばらさず作成、提出してください。**
 事業ごとに記載いただく内容が異なります。注意事項等確認の上記載してください。
 実施計画書における各欄は、必ず漏れなく記入してください。

※2 システム全体概要図

書式は自由です。
 PowerPoint形式の場合は、表記内容の位置ズレ等の確認のため同じ内容をPDF形式でも提出してください。

応募申請書類

提出書類		提出 ファイル形式	(1) 地方公共団体	(2) 民間企業
エ	ハード対策事業計算ファイル※3	Excel	○	○
オ	CO2削減効果に係る根拠資料	PDF	○	○
カ	経費に係る根拠資料 (見積書、設計書等)	PDF	○	○
キ	予算書※4	PDF	○	×
ク	会社概要パンフレット等※5	PDF	×	○

※3 ハード対策事業計算ファイル

地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック（補助事業申請者向け）（平成29年2月環境省地球環境局）、補助事業申請者向けハード対策事業計算ファイルについては、環境省のホームページよりダウンロードしてご使用ください。

※4 予算書（地方公共団体）（書式自由）

予算書の中から申請事業に係る予算計上が確認できる部分を抜粋し、添付してください（申請時以降の補正対応予定の場合は、時期、金額等を明記の上添付してください）。

※5 会社概要パンフレット等

代表事業者の組織に関するパンフレット等、申請者の業務概要がわかる資料を添付してください。

提出書類		提出 ファイル形式	(1) 地方公共団体	(2) 民間企業
ケ	決算報告書※6	PDF	×	○
コ	定款又は法人登記簿	PDF	×	○
サ	計画スケジュールの工程表	PDF	○	○
シ	その他事業内容に必要な補足資料※7	PDF	○	○

※6 決算報告書

経理状況説明書として直近2決算期の貸借対照表及び損益計算書。応募申請時点において法人の設立から1会計年度を経過していない場合は、申請年度の事業計画及び収支予算を提出してください。

法人の設立から1会計年度を経過し、かつ、2会計年度を経過していない場合には直近の1決算期に関する貸借対照表及び損益計算書を提出してください。

申請者が法律に基づく設立の認可を受けている場合は、設立の認可を受け、又は設立の認可が適当であるとされた法人の申請年度の事業計画及び収支予算の案を提出してください。ただし、この案が作成されていない場合は提出を要しません。

※7 その他事業内容に必要な補足資料

申請書に記載した内容の根拠や補足説明となる資料等

※ 審査過程において、必要に応じて電話又は電子メールにてヒアリングを実施させていただき、追加書類の提出をお願いすることもあります。

応募申請書類

応募申請用ファイル作成にあたっての注意

ファイル名を付ける際は、「表 提出書類一覧」のア～シと提出資料名、提出者が分かるようにしてください。

例：ア 応募申請書 (〇〇市) .x/sx

⇒提出者名を記入

同一区分の中で複数のファイルがある場合は、子番号を付けてください。

例：イ-01 事業実施場所の地図・図面：広域図 (〇〇市) .pdf

イ-02 事業実施場所の地図・図面：詳細図 (〇〇市) .pdf

⇒子番号を記入

⇒提出者名を記入

※ 指定のファイル形式で作成できない場合は、事前に協会に確認のうえで送信してください（協会システム上読めない形式でのファイル送信を避けるため）。

公募期間

公募期間

令和 6 年 4 月 1 6 日 (火) から 5 月 2 1 日 (火) 17:00

提出方法

電子メールによる提出

※ 紙媒体による提出は受け付けません。

提出期限

令和 6 年 5 月 2 1 日 (火) 17:00 必着

※ 期限を過ぎて協会が受信した申請については遅延が協会の事情に起因しないものについては、受理しません。

① Aスマート計画

② Aスマート導入

① Bソーラー計画

② Bソーラー導入

事業別提出書類チェックシート について

事業別応募申請書Excelに
「**応募申請時提出書類等一覧**」
シートがありますのでご活用く
ださい。

チェック欄をクリックすると
☑マークに変わります。

書類提出前に必ずご確認を
お願いします。

例:【①Aスマート計画】

応募申請時提出書類等一覧 ①Aスマートライティングの導入に係る計画策定事業

提出書類		チェック欄
ア	様式1 応募申請書（電子データはExcel形式のまま提出すること。）	<input type="checkbox"/>
	別紙1 実施計画書（電子データはExcel形式のまま提出すること。）	
	別紙2 経費内訳（電子データはExcel形式のまま提出すること。）	
イ	事業を行う場所の地図・図面 （設置場所と土地利用状況及び周辺建築物との位置関係や設置状況が分かる図面や写真、地図等）	<input type="checkbox"/>
ウ	補助事業全体のシステムフロー図	<input type="checkbox"/>
エ	ハード対策事業計算ファイル（電子データはExcel形式のまま提出すること。）	<input type="checkbox"/>
オ	CO2削減効果の算定根拠資料 （「ハード対策事業計算ファイル」に入力した「年間エネルギー使用量」や「法定耐用年数」の設定根拠・算出過程・引用元に係る具体的資料（電子データは作成したファイルの形式（Excel等）のまま提出すること。）	<input type="checkbox"/>
カ	別紙2に記載の経費に係る根拠資料（見積書、設計書等）	<input type="checkbox"/>
キ	予算書（表紙及び当該予算についての頁のコピー）	<input type="checkbox"/>
ク	事業概要（企業パンフレット等）	<input type="checkbox"/>
ケ	決算報告書（直近2ヵ年度分の貸借対照表および損益計算書）	<input type="checkbox"/>
コ	定款又は法人登記簿	<input type="checkbox"/>
サ	その他事業内容に必要な補足資料 （応募申請書に記載した内容の根拠や補足説明となる資料等）	<input type="checkbox"/>

提出方法と提出先

メール申請の宛先

メールアドレス：s-smart@rcespa.jp

メール件名（例）：

スマート導入 応募申請（株式会社〇〇）（1/3）

※事業名略称を記入

略称一覧

- ・ ① A スマート計画
- ・ ① B ソーラー計画
- ・ ② A スマート導入
- ・ ② B ソーラー導入

- ・ メール件名に、応募予定の**事業名略称**及び**申請者名**を記入してください。
- ・ **複数回に分けて送信する場合は、（何通目／全体数）**を補記してください。

電子メールにて、問合せ願います。

メール件名に、**申請者名及び事業名略称**を必ず記入して下さい。

<メール件名>

株式会社〇〇〇 補助事業名（略称）について 問合せ

例：株式会社〇〇 **スマート導入** について問合せ

※事業名略称を記入

略称一覧

- ・ ① A スマート計画
- ・ ① B ソーラー計画
- ・ ② A スマート導入
- ・ ② B ソーラー導入

<問合せ先>

一般社団法人地域循環共生社会連携協会 事業部

メールアドレス： smart06@rcespa.jp

<問合せ受付期間>

令和 6 年 4 月 1 6 日（火） から

令和 6 年 5 月 1 7 日（金） 17時まで

※ 回答に時間を要することがありますので、早めのお問合せをお願いします。

更新履歴

更新日	頁	項目	更新内容
令和6年 4月16日 初版			